

【平成30年度税制改正項目～消費課税編～】

皆さま、こんにちは。税務第三部の又平一樹です。

前号、前々号に引き続き、平成30年度の税制改正項目をご紹介します。

今回は、**消費課税**についてです。もっとも身近な税金の一つである**消費税**のほか、**たばこ税**や**酒税**といった嗜好品に対して課される税金など、**モノやサービスの消費に対して税負担を求めるもの**を総称して消費課税といいます。



主な改正内容

1.国際観光旅客税の創設 ～旅行などで日本国外へ行く人が対象～

観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から、**出国1回につき1,000円**の負担を求める新たな税金が創設されました。(チケット代に上乗せされます！)

納税義務者	航空機又は船舶により出国する一定の者(国際観光旅客等)
非課税等	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機又は船舶の乗員 ・強制退去者等 ・公用機又は公用船(政府専用機等)により出国する者 ・乗継旅客(入国後24時間以内に出国する者) ・外国間を航行中に天候その他の理由により本邦に緊急着陸等した者 ・本邦から出国したが天候その他の理由により本邦に帰ってきた者 ・2歳未満の者 (注)本邦に派遣された外交官等の一定の出国については、本税を課さない。
税率	出国1回につき1,000円
徴収・納付	①国際旅客運送事業を営む者による特別徴収 ▶国際旅客運送事業を営む者は、国際観光旅客等から徴収し、翌々月末までに国に納付 ②国際観光旅客等による納付(プライベートジェット等による出国の場合) ▶①以外の場合、国際観光旅客等は、航空機等に搭乗等する時までに国に納付
適用時期	平成31年1月7日(月)以後の出国に適用 (同日前に締結された運送契約による国際旅客運送事業に係る一定の出国を除く)

2.外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上 ～日本に訪れた外国人旅行者が対象～

外国人旅行者の利便性の向上、免税店事業者(Tax Free Shop)の事務手続きの効率化を図る観点から、次のように改正されます。

- ① 紙による免税販売手続き(購入記録票のパスポートへの貼付・割印)を廃止し、**免税販売手続きを電子化する**。(2020年4月1日以後に行う免税販売について適用)
- ② 現行では、外国人旅行者に消費税を免税で品物を販売するためには、「一般物品」と「消耗品」のそれぞれ単独で5,000円以上購入してもらう必要があるのですが、外国人旅行者から、この区別が難しい等の不満の声が多かったため、一定要件のもと、「**一般物品**」と「**消耗品**」の**合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象**とすることとされました。(2018年7月1日～)

3.たばこ税の見直し ～たばこを吸われる方が対象～

① 税率の引き上げ

国および地方の厳しい財政事情を考慮し、たばこ税の税率が**1本あたり3円(1箱あたり60円)**引き上げられます。

一気に引き上げられるのではなく、2018年10月1日から1本あたり1円(1箱あたり20円)ずつ3回に分けて段階的に実施されます。

② 加熱式たばこの課税方式の見直し

近年急速に市場が拡大している加熱式たばこについて、加熱式たばこの課税区分を新設したうえで、その製品特性を踏まえた課税方式に見直しが行われます。

会社の経営や経理について特に影響のあるものではありませんが、消費課税は個人の生活に影響が出ますので、適用が開始される前に簡単に把握されるとよろしいかと思います。

詳しくお知りになりたい点などありましたら、弊社担当者にご確認下さい。

(税務第三部 又平 一樹)